

環境基本計画の骨子（案）の考え方について

《編集方針の視点》

- ① 現行計画との継続性を重視する。
- ② 環境の保全に関する施策を概括的に定める。
- ③ 分かりやすくかつ骨太の、可能な限りコンパクトな計画にする。

《計画に取り込む項目》

- 計画の概要（改定の背景、計画の役割・位置付け・期間）
- 環境保全の基本理念及び目指す環境像
- 施策体系（長期的目標及び個別の分野の施策の大綱（基本施策））
- 環境配慮指針
- 計画の推進

【京都市環境基本条例（抄）】

（環境基本計画）

第9条 市長は、本市の自然的社会的条件に応じ、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- （1）環境の保全に関する長期的な目標
- （2）環境の保全に関する個別の分野の施策の大綱
- （3）環境の保全に関する配慮の指針
- （4）その他環境の保全に関する重要な事項

3～5（省略）

現計画の目次構成	改定の考え方	改定計画の目次構成（案）
【本体】6章構成，82ページ	《②③の視点》 ➤ 環境の保全に関する施策を概括的に定めた，分かりやすく，かつ骨太の，可能な限りコンパクトな計画を目指す。	【本体】5章構成，18ページ
第1章 計画の基本的事項 1 計画の策定方針 2 計画の目的・位置付け 3 計画の期間 4 計画の対象 （1）対象とする地域 （2）対象とする環境の分野	《③の視点》 ➤ 上位計画である市基本計画や，下位計画である環境分野の個別計画などとの位置付けを図示する。	第1章 環境基本計画について 1 計画の位置付け * 計画改定の背景等については資料編に記載する。
第2章 京都市が目指す環境像と長期的目標 1 京都市が目指す環境像 2 長期的目標 （1）国際的連携と地域的取組により脱温暖化社会を目指すまち・京都 （2）公害のない健康で安全な環境が保たれるまち・京都	《③の視点》 ➤ 「はばたけ未来へ！京プラン」における説明を活用し，簡潔に記述する。 ➤ 長期的目標は，次章（第3章）に記述し，重複記載を避ける。 ➤ 目指す環境像についての市民意見については，本冊の当初の部分に，イラストを交えて見開きで紹介する。	第2章 京都市が目指す環境像 1 基本理念 2 目指す環境像

現計画の目次構成	改定の考え方	改定計画の目次構成（案）
(3) 自然と共生し、うるおいと安らぎのあるまち・京都 (4) ごみの減量化を進め、資源を循環的に利用するまち・京都 (5) すべての主体の知恵と工夫と行動で環境を支えるまち・京都		
第3章 基本施策の展開 1 国際的連携と地域的取組により脱温暖化社会を目指すまち・京都 (1) 地域温暖化対策の推進 (2) オゾン層保護対策の推進 (3) 酸性雨対策の推進 (4) 国際的取組の推進 2 公害のない健康で安全な環境が保たれるまち・京都 (1) 大気環境の保全 (2) 水環境の保全 (3) 土壌・地盤環境の保全 (4) 生活環境の保全 (5) 化学物質対策の推進 3 自然と共生し、うるおいと安らぎのあるまち・京都 (1) 自然環境の保全 (2) 快適環境の確保 4 ごみ減量化を進め、資源を循環的に利用するまち・京都 (1) 一般廃棄物対策の推進 (2) 産業廃棄物対策の推進 5 すべての主体の知恵と工夫と行動で環境を支えるまち・京都 (1) 環境教育・学習の推進 (2) 環境保全活動の促進 (3) 広範な主体の参加と環境コミュニケーションの推進 (4) 環境関連産業の育成と技術開発の推進	《①の視点》 ➤ 現行計画における5つの長期的目標と17の基本施策、さらにその下の項目等を精査しながらも、②③の視点と併せて、3つの分野別の長期的目標と1つの分野横断的な長期的目標、その下の11の基本施策として構成する。 《②の視点》 ➤ 11の基本施策については、分野別計画及び現行計画の下での取組状況を踏まえ、施策の基本的方向性を記述する。 ➤ 記述するうえでは、可能な限り方向性を説明するとともに、詳細や個別の施策については、個別計画や京プランの実施計画に委ねる。 《③の視点》 ➤ 施策の体系を図式化する。 ➤ 新たに長期的目標ごとに市民アンケートによる主観的な環境指標（「○○と感じている市民の割合」等）8項目を取り入れることで、基本施策ごとの客観的指標と市民の主観的な思い・感覚との乖離などを把握の上、進捗管理をし、また、計画見直しの検討材料とする。 ➤ 現行計画では基本施策を単位に合計で82項目設定している環境指標を、改定計画では、基本施策ごとに、1～2項目程度の代表的な成果指標として、16項目に絞り込む。 <現行計画> 82項目 <改定計画> 主観 8項目 客観 16項目 合計 24項目	第3章 施策体系 1 長期的目標と基本施策 ・ 施策体系の図示 <u>長期的目標1</u> かしこくエネルギーを利用する低炭素型のまち (1) 温室効果ガスの削減及び低炭素型都市の実現 (2) 省エネルギーの促進及び再生可能エネルギーの利用拡大 <u>長期的目標2</u> 自然環境と調和した快適で安全・安心なまち (1) 公害のない安全・安心な生活環境の保全 (2) 生物多様性をはじめとする豊かな自然環境の保全 (3) 文化や自然環境と調和した京都人らしい快適生活の確保 <u>長期的目標3</u> 「2R」と「分別・リサイクル」が徹底された循環型のまち (1) 「2R」と「分別・リサイクル」の促進 (2) 廃棄物の適正処理とエネルギーとしての利活用 <u>分断横断目標</u> 環境保全を総合的に推進するためのひと・しくみづくり (1) 環境教育・学習を通じた人材育成 (2) 広範な主体の協働による環境保全活動の促進 (3) 地産地消をはじめとする環境にやさしい社会経済のしくみづくり (4) 他都市との連携及び国際的な取組の推進

現計画の目次構成	改定の考え方	改定計画の目次構成（案）
第4章 重点プロジェクトの推進 1 家庭，事業所における二酸化炭素排出量の削減 (1) 目的・背景 (2) 期間 (3) プロジェクト (4) 取組 2 自動車に過度に依存しないまちづくりの推進 3 発生抑制・再使用を重視したごみ減量化の推進	<<②③の視点>> ➤ 現行計画における重点プロジェクトは，基本施策として掲げた事項を分野横断的に組合せたものであり，内容的には基本施策と重複することとなるため，削除する。 ➤ なお，複数の分野にまたがる課題については，それらを横断的に串刺し，環境保全を総合的に推進するための目標として，“ひと・しくみづくり”として新たな長期的目標とする。	
第5章 環境配慮指針 1 各主体の環境配慮指針 (1) 市民の環境配慮 (2) 事業者の環境配慮 (3) 市の環境配慮 2 事業計画別の環境配慮指針 (1) 事業計画の類型 (2) 事業計画別環境配慮	<<③の視点>> ➤ 環境配慮指針は，個別の場面に応じた取組を設定することで分かり易いものとするとともに，それぞれの取組がどの長期的目標や基本施策と関係しているかを表形式でわかりやすく明示する。 ➤ ただし，計画本体においては環境配慮指針策定の考え方を記載するにとどめ，具体的な内容は，資料編に掲載する。	第4章 環境配慮指針 1 環境配慮の基本的な考え方 2 各主体の環境配慮指針 (1) 日常生活における環境配慮指針（市民の環境配慮） (2) 事業所等における環境配慮指針（事業者の環境配慮） (3) 京都市役所における環境配慮指針（市の環境配慮）
第6章 計画の推進 1 計画推進の基本的考え方 2 計画の推進体制 3 計画の進行管理 (1) 進行状況の点検 (2) 進行状況の評価 (3) 点検・評価結果を受けての見直し 4 計画推進のための施策 (1) 市における率然的取組の実行 (2) 環境影響評価の実施 (3) 調査研究の推進	<<①③の視点>> ➤ 考え方としては，現行計画を継承するものであるが，極めて簡潔に必要な事項に絞って記述する。	第5章 計画の推進 1 計画推進の基本的な考え方 2 計画の推進体制 3 計画の進行管理 (1) 進行状況の点検・評価 (2) 点検・評価結果を受けての見直し